

第2回西和賀町議会定例会

令和5年6月16日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、報告第1号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計予算継続費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。ただいま上程になりました報告第1号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計予算継続費繰越計算書について報告いたします。

令和4年度西和賀町温泉事業特別会計予算継続費繰越計算書を御覧ください。令和4年度及び5年度の2か年で施工する錦秋湖SA（サーブエリア）防風ドーム上部解体撤去工事の令和4年度年割額762万5,000円について、当該年度の支出済額が748万円となったことから、残額の14万5,000円を令和5年度に通次繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は報告事項であり、承認を求める事項ではありません。

以上で報告第1号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計予算継続費繰越計算書についての報告を終了しました。

続いて、日程第2、報告第2号 令和4年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました報告第2号 令和4年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

令和4年度西和賀町一般会計予算に関わる繰越明許費について、出納閉鎖により繰越額が確定し、令和5年度に繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越明許費における翌年度繰越額の合計額は、8事業、3億7,728万4,000円から令和4年度で支出済みとなった2億3,486万4,000円を差し引いた1億4,242万円を令和5年度に繰り越したものであります。

なお、各事業別の繰越額については、繰越計算書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は報告事項であり、承認を求める事項ではありません。

以上で報告第2号 令和4年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終了しました。

続いて、日程第3、議案第1号 西和賀町長及び副町長の給与の減額に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町長及び副町長の給与の減額に関する条例について提案理由を申し上げます。

先般の職員による公文書の不適正な取扱い並びに準公金の不適切な会計処理による行政に対する信用の失墜行為、また今定例会に提案いたしました西和賀町空き家活用促進事業補助金交付決定の取消しに伴う補助金返還について、訴えの提起という形で議会の議決を求める事案となったことは、町民の皆様、そして関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしました。町民の皆様、関係者並びに議会に対し、深くおわび申し上げます。

社会の信頼をより得て職務に励まなければならない役場職員にあって、今回のような事態はあってはならないことでもあります。行政機関として、その責を重く受け止め、町民に対して姿勢を正す観点から、町長及び副町長の7月分の給料について100分の10を減額するものであります。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行し、令和5年7月31日をもって廃止するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

刈田敏君。

11番 おはようございます。あつてはならない事態になって、責任を取るということでありますけれども、再発防止に向けた、そのようなことに関してはどのようになっているのかお伺いいたします。

議長 副町長。

副町長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

庁議等を含めまして再度職員の部分について注意喚起を行い、もちろん公金等の管理については改めてしっかり課長から確認するよう指示をしながら取り組んでいるところでございます。以上になります。

議長 答弁に当たっては、マスクを外してやってください。

刈田敏君。

11番 再度きちっとチェックするということがありますけれども、今回町長、副町長ということでもありますけれども、その下の分に関しては特段何もないということよろしいですか。

議長 刈田副町長。

副町長 この点に関しましては、もう既に職員の処分、それから上司等につきましても処分を行ってございます。

以上になります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町長及び副町長の給与の減額に関する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第2号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和4年3月4日、西和賀町条例第19号により西和賀町就学指導委員会の名称を西和賀町教育支援委員会に改めたことに伴い、本条例の別表第1、特別職の職名についても就学指導委員会委員を教育支援委員会委員に改正しようとするものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第3号 西和賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、人事院規則の一部を改正する規則が公布されたことから、所要の改正をしようとするものです。

第2条、特殊勤務手当の種類第16号、防疫作業手当及び第18条の防疫作業手当に関する規定を削除し、第19条、第20条をそれぞれ1条ずつ繰り上げるものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 この手当というのは、実際にどのような場合にどのような方に出していたものなのか教えてください。

議長 総務課長。

総務課長 おはようございます。お答えしたいと思います。

この手当の内容というご質問でございますが、コロナに感染した患者さんに触れて検体を採取するだとか、その補助作業をされる方、あとコロナに感染した方を輸送なりなんなりする際、車が汚れたりしますが、そういった車を消毒する際の手当、そういったものが該当することになってございます。

以上でございます。

議長 普本歌織君。

3番 そのような作業内容であれば、2類から5類になったからといって作業がなくなったわけではないですよ。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

確かに5類になったということで、その作業がなくなったということではございませんが、位置づけがまず5類になったということで、町のほうでは人事院の規則に基づいて給与の決め方をしてございますので、その決め方に沿って対応させてもらっているという内容でございます。

議長 普本歌織君。

3番 同じ作業内容をしている方の手当が減るということになるのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

5類になったということで、インフルエンザと同等のようなことになりますので、インフルエンザの場合も同じような作業をしてございますので、そちらと同じような作業をしているということになります。

議長 普本歌織君。

3番 コロナウイルスは、2類から5類になったからといって感染する方が減っているわけでもありませんし、症状が軽くなったわけではないと思いますので、現場の方に不安が広がらないような運用をお願いしたいと思います。

議長 3回制限ありますので、次は気をつけてください。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第4号 西和賀町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和5年8月1日から、岩手県の医療費助成事業における窓口負担の現物給付の対象年齢が15歳から18歳に拡大されることに伴い、西和賀町においても子育て支援対策を充実させる目的から、関係する条例を改正しようとするものです。

1ページを御覧ください。第2条第1号及び第5条第1項、2ページの第10条第3項に規定されている子供の年齢をこれまでの15歳から18歳に改正するものです。

次に、附則についてであります。附則第1項に施行日を令和5年8月1日とし、附則第2項に経過措置として、この条例の施行日前の受療の取扱いは改正前の条例の取扱いによると定

めるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第5号 令和5年度西和賀町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 令和5年度西和賀町一般会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、会計年度開始後間もないことから事務事業の執行に向けた準備をしたところ、調整が必要なもの及び新型コロナウイルス感染症対応など、国の補助事業関係予算の調整をしようとするものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,062万9,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,005万5,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり3事業を追加し、3事業については限度額をそれぞれ変更するものです。

主な補正の内容は、行政情報化推進事業1,059万8,000円、地域ブランド推進事業1,001万2,000円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業2,639万6,000円、プレミアム商品券発行事業費補助金3,850万円、道路維持費1,107万2,000円、川尻体育館管理費8,750万5,000円等を増額するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 それでは、歳出から説明をいたします。

11ページをお開きください。初めに、各科目に共通する部分についてであります。4節共済費の雇用保険料について、令和5年4月1日、雇用保険法の改正により雇用保険料率が引き上げられたことに伴い、会計年度任用職員に係る雇用保険料の不足分を増額するものであります。

続いて、主な補正の内容について説明いたします。2款1項5目財産管理費、基金造成事業433万3,000円の増額は、森林環境譲与税の事業等への未充当分を森林整備促進基金に積立てするものです。

6目企画費、地域情報通信基盤施設管理費276万8,000円の増額は、貝沢地内の幹線の修繕費として98万8,000円、下前地内の東北電力所有の電柱移設に伴うIRU設備支障移転工事として178万円をそれぞれ増額するものです。

12ページをお開きください。行政情報化推進事業1,059万8,000円の増額と14ページの3項1

目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務費259万4,000円の増額は、高齢化の進行により証明書発行等の事務手続に来庁することが困難な方が増えている現状、また町内でマイナンバーカードの利活用の場が少ない状況を踏まえ、庁内の郵便局で証明書発行を可能とすることにより、住民の利便性向上を図るとともに行政手続の場の拡大、マイナンバーカード利活用の場を提供することでマイナンバーカードの普及促進を図ることを目的とするマイナンバーカード利活用促進支援事業の取組を進めるための経費を計上するものであります。具体的には、自治体情報基盤クラウドシステムを構築し、川舟郵便局に証明書発行用端末を設置し、郵便局で証明書発行手続を行い、証明書を受け取ることができるようにするものであります。ふるさと納税推奨事業390万円の増額は、令和4年度中にふるさと納税として寄附をしていただいた方のうち、数か月にわたって返礼品を受け取る定期便を選んでいただいた方への令和5年度中に発送する返礼品の費用及び送料であります。

13ページを御覧ください。地域公共交通活性化推進事業については、JR北上線利用促進業務委託料100万円を増額するものであります。空き家等対策事業376万8,000円の増額は、空き家解体費助成事業補助金及び空き家活用促進事業補助金について申請件数が多く、今後予算に不足が見込まれることから、それぞれ増額を行うものであります。地域ブランド推進事業1,001万2,000円の増額は、地域ブランド、ユキノチカラを運営するユキノチカラプロジェクト協議会が中核となり、庁内関係機関等と連携、調整を図りながら、雪を活用した新商品の開発及び雪国の魅力を県内外に情報発信していく事業経費であります。

8目自治振興費、地域づくり推進事業、14ページになりますが、地域づくり組織一括交付金（集会所修繕分）355万1,000円の増額は、これまで協議を進めてきた耳取地区集会所の修繕費

用が確定したことによるものです。

3款1項1目社会福祉総務費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業2,639万6,000円の増額は、電力、ガス、食料品等の価格高騰に直面し、特に影響を受ける住民税非課税世帯への負担軽減を図るため、臨時的措置として住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を支給するための給付金及び事務費であります。

なお、本事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施するものであります。

17ページをお開きください。6款1項4目畜産業費、堆肥センター管理費491万9,000円の増額は、湯田地区堆肥センター施設設備の修繕として、雪害による屋根シート、壁等の修繕及び堆肥攪拌機タッチパネル、ベルトコンベヤーの修繕を行うものです。

18ページをお開きください。7款1項2目商工振興費、商工振興費臨時事業、プレミアム商品券発行事業費補助金3,850万円の増額は、コロナ禍及びエネルギー等価格高騰により消費活動、地域経済ともに大きな影響を受けており、早期の地域経済の回復と生活者支援のため、町内事業者等で利用できるプレミアム商品券を発行、販売する事業に対し、補助を行うものです。

なお、本事業につきましても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施するものであります。

19ページを御覧ください。8款2項2目道路維持費、道路維持車両管理費241万1,000円の増額は、除雪トラック5台分のタイヤ購入に要する経費です。町道舗装補修事業は、町道の損傷箇所の舗装修繕に要する経費として700万円、舗装補修用資材購入にかかる経費として24万4,000円を増額するものです。町道側溝改修事業120万円の増額は、町道の側溝が老朽化等により破損しているため、修繕を行うものです。道路安全施設整備事業230万円の増額は、町道

に設置している防護柵や歩車道境界等が破損していることから修繕を行うものです。道路環境整備事業190万円の増額は、町道高下線、安ヶ沢線、下の沢線及び下前相沢線の路面補修及び路肩を修繕するものです。道路防災対策事業は、町道下前小繋沢線のり面対策工事の設計内容及び概算工事費の確定により、業務委託料、工事請負費、用地購入費、立木移転補償費、合わせて1,700万円を増額するものです。

20ページをお開きください。道路施設点検事業1,100万円の減額、町道舗装改良事業1,000万円の減額は、社会資本整備総合交付金の内示に伴い、事業費と財源の調整を行うものです。

3目道路除雪費、道路除雪総務費、10節需用費、修繕料187万1,000円の増額は、除雪作業及び経年劣化により破損した道路構造物の修繕を行うものです。道路除雪車両管理費223万4,000円の増額は、小型除雪機点検整備に要する経費です。除雪車格納庫管理費116万4,000円の増額は、太田除雪車格納庫出入口部分の舗装修繕及び中村除雪車格納庫浄化槽設置に係る受益者分担金であります。

21ページを御覧ください。5項1目住宅管理費、住宅維持管理費は、町営住宅特定公共賃貸住宅等の修繕料200万円を増額するものです。

22ページをお開きください。10款2項1目学校管理費、小学校施設管理費142万7,000円の増額は、沢内小学校の体育館ホールガラスブロック修繕及び換気扇修繕が主なものであります。感染症流行下における学校教育活動体制整備事業55万6,000円の増額は、国の補助金を活用し、各小学校に感染症対策用消耗品及び備品を購入するものです。

23ページを御覧ください。3項1目学校管理費、中学校施設管理費582万円の増額は、沢内中学校高圧受電設備改修工事、湯田中学校監視カメラ取付工事が主なものであります。感染症流行下における学校教育活動体制整備事業111万2,000円の増額は、小学校と同様に国の補

助金を活用し、各中学校に感染症対策用消耗品及び備品を購入するものです。

24ページをお開きください。5項2目体育施設費、川尻体育館管理費8,750万5,000円の増額は、川尻体育館解体工事に係る工事費及び施工管理業務委託料です。

25ページを御覧ください。湯川体育館管理費297万円の増額は、強風により湯川体育館地下部分のシャッターが損傷したことから、これの修繕を行うものです。

次に、歳入について説明いたします。9ページをお開きください。14款2項2目民生費負担金、保育所保育料20万2,000円の減額及び15款1項2目民生費使用料、保育所使用料71万3,000円の減額は、いわて子育て応援保育料無償化事業の対象となる第2子以降3歳未満児に係る保育所保育料、保育所使用料を減額するものであります。

16款2項1目総務費国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金529万8,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,433万3,000円、証明書交付サービス端末整備事業費187万円の増額は、それぞれ歳出で説明した事業の財源として見込むものであります。

4目土木費国庫補助金3,060万円の減額は、道路施設点検事業費ほか3事業に係る社会資本整備総合交付金の内示に伴う補正になります。

5目教育費国庫補助金136万2,000円の増額は、1節小学校費補助金で学校保健特別対策事業費27万8,000円、2節中学校費補助金で学校保健特別対策事業費55万6,000円及び学校施設環境改善交付金52万8,000円をそれぞれ見込むものであります。

6目農林水産業費国庫補助金、農山漁村振興交付金1,000万円の増額は、歳出で説明した地域ブランド推進事業の財源として見込むものであります。

10ページをお開きください。21款1項1目繰越金6,652万9,000円の増額は、6月補正予算の

財源として繰越金を充てるものです。

22款4項1目3節雑入については、雪害等に
伴う建物災害共済金266万9,000円を見込むもの
です。

23款1項4目土木債3,100万円の増額は、国の
交付金内示に合わせて調整を行うものです。

5目教育債8,750万円の増額は、川尻体育館解
体事業の財源として地方債を見込むものであり
ます。

それでは、ページを戻っていただいて5ペー
ジをお開きください。第2表、地方債補正にな
ります。初めに、追加であります。町道舗装
改良事業費に充てるため緊急自然災害防止対策
事業債2,000万円の追加、町道鍵沢線防雪柵設
置事業費に充てるため緊急自然災害防止対策事
業債1,000万円の追加、川尻体育館解体事業費
に充てるため過疎対策事業債8,750万円の追加
をするものです。

次に、変更は国の交付金の内示に伴い、3事
業の限度額を調整するものです。起債の方法、
利率、償還の方法については補正前と同じであ
ります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原
案のとおりご決定くださいますよう、よろしく
お願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

刈田敏君。

11番 2点ほどお伺いします。

12ページ、これは11ページから来ているま
ちなか交流館の修繕費、これについて詳細、修繕
料をお伺いします。

あともう一点については、18ページ、ツリー
クライミング体験業務委託ですけれども、これ
は今回どういう形での補正になったのか、そし
て委託先、それをお伝えください。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、まちなか交流館の修繕料のお尋ねでご

ざいですが、修繕の中身ですけれども、トイレ
の修繕、それから街灯の照明スタンド修繕、屋
外汚水排水設備修繕となっております。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、ツリー
クライミングの委託先、それから経緯というこ
とでご質問がありましたので、お答えしたいと
思います。

全戸配布でも皆様のところにお知らせをした
ところでございますけれども、今月の6月24日、
それから25日、木育関係のイベントを銀河ホー
ルと周辺の駐車場のほうで行うという予定とし
ております。

今回のツリークライミングというものなので
すけれども、木にロープをかけて、登って遊ぶ
といったものなのですけれども、委託先は岩手
県ツリークライミングクラブのやまねっことい
った団体に委託するものということとなってお
ります。子供たちに木に触れ合って、そして森
林、林業に興味を持っていただくということで
開催するということになりまして、年度入っ
てから話が決まったということで、今回その補正
で委託料をお願いするということとなったもの
でございます。

以上でございます。

議長 休憩いたします。

午前10時42分 休 憩

午前10時43分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

刈田敏君。

11番 トイレの修繕なのですけれども、でき
てから早かったのですけれども、その辺どうい
うトラブルがあったのかお聞きしますし、あとは
ツリークライミングです。話が決まったのが1
月ということで、当初ではそういう計画的なも
のなかったのか、いきなり来たという、その
辺はどのような経緯だったのか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、お答え

したいと思います。

当初は、花巻おもちゃ美術館、そのイベントを、いわゆる木工のおもちゃを実際子供、あるいはその親の方と触れ合っていたかということを中心として考えていたので、全て決まりきっていたわけではないのですけれども、話をしていく中で、ツリークライミングといったものもあるといった情報を得ましたので、せっかくであればそういったものを子供たちに提供していただくということもいいのではないかとといったことで、このイベントを追加させていただいたといったことでございます。

以上でございます。

議長　ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長　お答えいたします。

まちなか交流館のトイレの修繕の中身でございます、内容でございますが、汚水ますの配管洗浄ということの作業内容になっております。

議長　刈田敏君。

11番　配管の洗浄というのは、何年かごとにやるような形になっているのか、それちょっと確認しておきたいと思います。

あと、おもちゃ美術館、これは全戸配布になっていました。大変いい内容だと思います。

それから、今はやりの事業も追加してやるということですので、昨日の話ではありませんけれども、もっとアピールして分かってもらうようにしていただければと思いますけれども、ひかり放送等でも流す感じなのですか、その辺伺います。

議長　ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長　汚水ますの配管洗浄ですけれども、定期的にするもの……ちょっと詳細把握しておりませんが、この作業内容からすると、管の中が汚れて流れが悪くなったため、そのタイミングで洗浄をかけたものと思われるので、定期的に行っているということではないというふうに承知しております。

議長　農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長　お答えしたいと思います。

全戸配布のほうでチラシは流させていただきました。あと、ポスターも関係のところには貼っているのですけれども、さらにやっぱり多くの方々においでいただきたいということでございますので、告知端末のほうでもひとつPRをさせていただきますと思いますので、何とぞご参加のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長　内記町長。

町長　先ほどの提案理由の中に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思いません。説明の中に3事業については限度額をそれぞれ変更すると申し上げましたけれども、正しくは1事業の変更、2事業を廃止するということでございます。おわびして訂正をお願い申し上げます。

議長　柳沢安雄君。

10番　私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思いませんけれども、13ページの空き家解体費助成事業補助金ということで155万円の計上されておりますけれども、大体何件ぐらいが対象なのか、何件を見込んでいるのか、その辺をちょっとお聞かせいただければと思いませんけれども。

議長　ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長　お答えいたします。

空き家の解体費補助ですけれども、もう既に4件執行がありまして、少なくとも今後5件の申請が見込まれることから、今回補正をお願いしようとするものでございます。

議長　柳沢安雄君。

10番　ただいまお答えいただきましたけれども、そうすると1件当たりどのぐらいの補助額というか、最高、最低ということはあると思いませんけれども、その辺をちょっとお聞かせいただければと思いませんけれども。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

補助金の額は一律に決まっているわけではございませんで、撤去経費に応じて決まっております。最高が35万円ということになっております。

議長 真嶋実君。

2番 件数で言うと4件ほどになるかもしれませんが。まずは、11ページですけれども、6目のIRU設備支障移転工事ということですが、IRUというのは通信回線の使用権に関わるものなのかなというところで一応勉強はしてみたのですが、これについての設備支障移転ということは具体的にどういうことなのか。回線の所有者がどこで、その使用権がどうなるかということを含めて。また、今回当初でなく補正に入ることの理由をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、12ページ、自治体情報基盤クラウドシステムに関してですが、こちらについては次のページの郵便局における証明書交付サービス等を含めて、マイナカードをコンビニ等で利用するシステムに移管するものなのかなという、ちょっと調べてみましたけれども、そこが関連するものであるのか。今回は、川舟郵便局ということが挙がっていますが、将来的にはほかの郵便局も含めて検討しているのか。

また、コンビニ交付ということであると、町内にはコンビニの決済を実行している商店などもありますけれども、そういうことなども含めて、今後そういう発展の可能性のあるのかについてお伺いしたい。これも財源がどうなっているのか、今回の補正になってくる理由というのを教えていただきたいと思います。

続けてというか、最後になるとは思いますけれども、先ほどのツリークライミングの関係ですが、同じ日程、24、25でしたか、私ネットのほうで見る

範囲ですとクラフトマーケットというのが何年か続けて、コロナを挟む形で、今年も志賀来のほうで計画をされているように記憶しておりますけれども、その双方の主催者の連携は取れているのかをお伺いします。

議長 町民課長。

町民課長 町民課のほうからIRU設備支障移転工事についての工事請負費178万円について説明いたします。

まず、支障移転工事ですので、道路拡張であったり、電柱移設に伴いまして、その電柱についている線がありますけれども、電柱と一緒に線も移転しなければいけないと、その費用にかかる補正ということになりますが、支障移転ですので、これは補償費として後から入ってくるという、100%ではないのですが、入ってくるというものになります。

IRU設備なのですが、今回は東北電力さんの電柱ということになりますので、所有者は電力さんということになります。

それから、14ページの証明書交付サービス端末についてですが、まずこの事業の詳細について簡単に説明させていただきたいと思いますが、よくコンビニの店内の端っこのほうに複合機、コピー機と一緒に並んで設置されているもので、小さな操作端末が置いてあるのをよく見かけるところがあると思うのですが、一般的にはそれをキオスク端末と呼んでおります。その端末から住民票であったり印鑑証明書などを証明書として発行できるようにしたい旨の今回補正となりますけれども、そのための機器を整備する補正になります。

また、総務省などでは、資料ではコンビニ交付サービスといった表現ですとか、キオスク端末というような表現で説明しているような資料とかはよく見かけるのですが、町内にはまずコンビニがございませんので、それをコンビニの代わりに郵便局に設置させてさしてもらおうという内容になります。

コンビニのないのにコンビニ交付と言ったり、駅ではないのにキオスク端末というような言い方になるのですけれども、キオスクはその語源から来ているというところもあるのですが、今回総務省のほうでコンビニの、よく町なかではコンビニにこのキオスク端末を置いて利用していただくのですけれども、コンビニのない自治体を対象として、その端末を入れる場合に10分の10の補助が昨年国会のほうで可決されたということで、それに合わせて今回補正に上げようとした事業でございますけれども、まず西和賀町の最北部は沢内庁舎まで最長で17キロぐらいあって、大体30分ぐらいかかるおうちもあるのですけれども、高齢化や移動手段の少ない中で、先ほど企画課長のほうからも説明ありましたが、まず証明書発行等での用事で来庁することが困難であるという方が多い現状、その負担を軽減することと利便性の向上を図ろうとするものが目的なのですけれども、当初町内の郵便局全部にという選択肢もあったのですけれども、交付金の上限があるという中と、それからどこまで利用数が見込めるかというのなかなか判断つかないところもありましたので、証明書などで役場に来るエリアとして一番遠いと言われている北部エリアを考慮して川舟郵便局にという判断をしたところです。

取りあえず川舟郵便局に置かせていただいて、郵便局のほうでいいですよというのが前提になるのですけれども、置かせていただいて、その後についてはまだ検討していないので何とも言えませんし、財源の問題もありますので、取りあえずこの1か所でやってみようというところでございます。将来的にはどうなるかというのは、今ちょっとこの時点では何とも言えないところでございますが、デジタル田園都市国家構想交付金を活用しての、先ほど説明もありましたけれども、自治体基盤クラウドシステムの構築の説明もございましたが、そこで構築されたネットワークを使わせていただいて展開してい

こうという事業の中の一つに、町民課としてはぜひやっていきたい事業がこの証明書交付サービス端末の導入でございますので、この端末の導入に関する申請、それから補助金の対応は町民課で行うところでございます。

流れとしてはそういった事業ですので、いろいろありましたけれども、事業内容を考慮していただいて判断いただければと思います。よろしくをお願いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、木育イベントのことでお答えをしたいと思います。

クラフトマーケットでございますけれども、6月24日、25日、全く同じ時間帯で開催をするということで、こちらも承知をしておりました。それで、クラフトマーケットの主催者とも協議をしたのですけれども、どちらかが日程を変えるですとか、そういうことではなくて、せっかく多くの方々に来ていただくということですので、双方でPRするためにパンフレットを置いて、それぞれ行き来をさせていただいて相乗効果を発揮するということで進めていきたいということで調整をしておりましたので、お知らせをしたいと思います。

以上でございます。

議長 総務課長。

総務課長 私のほうから行政情報化推進事業1,059万8,000円ということで、先ほど町民課のほうから詳しく説明をされましたが、その部分について、ちょっと繰り返しになる部分もあるかもしれませんが、答弁させていただきたいというふうに思います。

マイナンバーを利用して住民票や印鑑証明書を町内の郵便局、川舟郵便局ということで今考えております。キオスク端末から町民の方が住民票等を取得できるように行う事業のうち、総務課のほうでは自治体基盤クラウドにデータを流すためのネットワークの構築、連携アプリケーションサーバー等の調達や構築、その部分の

お金の部分、その部分の予算化という部分になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 真嶋実君。

2番 事業の内容、分かりました。財源的には先ほどのデジタル田園の交付金ということになるのでしょうか。

あともう一点がコンビニサービスですが、町内の方から住民票等のサービスはできるけれども、せつかくマイナカードを持っても、他市町村の本籍のある方の戸籍謄本等のサービスというのはどうなっているのだろうかというような質問がありましたけれども、マイナ本体が今何かがたがたしている状況ではありませんけれども、今後の見通しとしては他市町村等の戸籍抄本、謄本などのサービスにも対応できるようになっていくのかどうかお伺ひいたします。

あと、林業振興課さんについては、今後、来年度以降に向けて、もし継続されるとき、一緒にやっていくような可能性もあるのかどうかのところもお伺ひします。

以上です。

議長 町民課長。

町民課長 お答えします。

まず、財源についてですが、先ほど14ページの備品購入費で証明書交付サービス端末256万3,000円、これに対する財源は歳入の9ページを御覧いただければと思ひますが、16・2・1・1の証明書交付サービス端末整備事業費として187万円ございます。これが対象経費という条件がありますので、機器と調整費というところしか今回対象経費になりませんので、その部分が187万円として財源を見込んでいます。

それと、ほかの町場に行ったコンビニで取れるようになるのかということなのですが、それとはまた……

2番 他市町村の本籍で住民票がある人は、地域内で……

町民課長 戸籍については、番号制度で情報連携

がまだ済んでおりませんので、これからになります。戸籍業務については、これからテストしながら情報連携を進めていこうという段階ですので、戸籍についてはまだ対応はしていません。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 木育イベントの今後ということをございますけれども、今回初めての事業ということをございまして、来年度以降どうするかということは具体的に決まていないのですが、やはり単純に林業というものを、いわゆる大きな事業ということだけではなくて、もっと足元から親子の触れ合い、いわゆる木に触れ合う、それから林業について理解をいただくという部分に関しては、これは1回で理解が進むものではないというふうにございます。これからはやはりいろいろな形でPRをしていかなければいけない。来年度同様の事業をする場合に、今ご提案があったとおりをございますけれども、クラフトマーケットのようなイベント、ほかのイベントとの連携ということも考えながら、さらに理解の進む形で開催をするようにしていきたいというふうにございます。

以上でございます。

議長 ここで11時20分まで休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

高橋敏樹君。

5番 それでは、私から3点質問いたします。

まず、13ページ、地域ブランド推進事業の12節委託料、雪を活用した商品開発・情報発信業務委託料に500万円計上してございますけれども、雪を活用した商品開発の内容と情報発信をどのようにしていくか、内容をお聞かせください。

続きまして、18ページ、観光商工課の事業のプレミアム商品券発行业務補助金3,850万円の計上をございます、この内容をお伺ひいた

します。

そして、3点目、24ページの体育施設費、川尻体育館の管理費で8,750万5,000円を計上しております。これについてはいいのですけれども、川尻体育館を解体した後の跡地利用についてどういった考えがあるのか、また考えがなければ今後検討していく予定があるのかをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 私からは、地域ブランド推進事業の委託料、雪を活用した商品開発・情報発信業務委託料につきましてお答えいたします。

まず、地域ブランド推進事業についてでありますけれども、こちらはユキノチカラプロジェクト協議会を中核にして、関係機関、団体等と連携をして商品開発や情報発信、販路開拓等を行うものでございます。取組の中心となりますのは雪国文化研究所がございましてけれども、この研究所と連携をして、この研究所で長年研究で蓄積された雪に関する知見等を商品開発や情報発信に生かす取組であります。令和5年度から3か年で事業実施を予定しているものでございます。

財源につきましては、今の補正予算で提案しておりますけれども、農林水産省の農山漁村振興交付金を活用して、これを事業実施しようとしているものでございます。

委託料につきましては、ユキノチカラプロジェクト協議会に委託を行う予定でございます。

商品開発につきましては、今申し上げたとおり雪国文化研究所と連携をして新商品の開発を行うということ、それから情報発信につきましてはユキノチカラのウェブサイトのリニューアルであるとか、ユキノチカラ新聞というものを発行したりとか、そういったことに取り組もうとしているものでございます。

以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからはプレミアム商品券発行事業費補助金について回答いたします。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用するという事で、財源をその交付金で見ているというものでございまして、地域経済の早期回復を図ることを目的といたしまして、西和賀町商工会が実施する令和5年度西和賀町お買い得商品券事業実施にまず経費の一部を補助するという考えでございます。地域の事業者さん、地域の中で利用できるというような、購入、様々なサービス提供について、まずその財源を充てられるというもので、いずれ商品券発行事業というものになります。

プレミアム率につきましては、まず30%を予定しておりまして、1セット、例えば1万円であれば1万3,000分の商品券を発行できるという内容になると考えております。セット数でいきますと、まず財源に沿った形で1万1,000セットを今回は考えておりますし、期間につきましても8月1日から1月31日までの使用期間というところと検討をしているものです。まだ詳細につきましては、まず予算を承認いただいた後に詰めていくような形にはなると思っておりますが、いずれそのような形で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 おはようございます。私からは、川尻体育館の跡地の利用についてお答えします。

川尻体育館の跡地につきましては、西和賀町総合計画等から新たな施設を整備するなどの活用の予定は今のところありませんので、あの場所は錦秋湖マラソンのメイン会場とかでも、イベントなどでも使われておりますし、あと役場に多くの方が来庁する際の臨時の駐車場として利用を考えています。利便性などを考慮しまして、解体後の敷地については舗装で行いたいと

いうふうに考えております。

以上です。

議長 中村ひとみ君。

4番 19ページの土木費用について、私自身も知識がなくて恐縮なのですが、土木関係、非常に興味があります。町道舗装補修事業、こちらにはガードレール、雪で潰れてしまった、曲がってしまったガードレールですとか、あとカーブミラー、ミラーのないカーブミラーといったものも存在しています。そういったもの、あとは落石。地元のことを言わせていただくと、安ヶ沢線、赤沢ダム周辺などはすごく落石がひどくて、あそこは沢内観光協会のマップに一応観光スポットとして赤沢ダムが載っています。私も来店のお客様、自分がやっているお店にいらしたお客様には、紅葉もきれいですし、お勧めしたりしていますけれども、結構落石ですとか、あと土砂崩れなんかも心配する箇所もありまして、そういったところも含まれるのかどうかというところをちょっと聞きたいです。

あと、ほかに3つ続けて質問してもよろしいのですか。あと2つ目は、道路安全施設整備事業というのは、具体的にどのようなことなのかを教えてくださいたいです。

あと3つ目は、町道に限らずなのですが、何か月か前に他県のキャンプ場で倒木が原因で亡くなられたという悲惨な事故がありましたけれども、私もそれはすごく他人事ではないなと思っていて、やはり歩いていますと、コケの生えた木ですとか、あと穴の空いたものとか、明らかに根腐れしているなという木が道路沿いですとか、あと人が立ち入るような場所に結構あるのです。そういったものをやはり未然に、倒木を防ぐためにチェックか何かされているのか。もし必要であれば、それを伐採といいますか、何か処置をしますとか、そういったことをされているのかも知りたいです。

あとは、最後になりますけれども、道路環境整備事業、こちらというのは、西和賀町は自然

が非常に豊富ですので、特に登山客ですとか、最近非常に増えています、人気で。新しい登山ルートもできたりして。あと、滝巡りなんかも、白糸の滝ですとか、すごく有名なスポットがありますので、こういったところの登山道というのはすごく道が荒れています。こういったところの整備なども含まれるのかどうかというのを伺いたいです。

以上、よろしく願いいたします。

議長 中村さん、質問の関係については補正で出ている予算ですので、この予算に関係する部分の関係の質問に限ってください。今のような中身については、漠然と全体になってしまうので、むしろ一般質問に近い状態になりますので。

4番 今の全部ですか。

議長 いや、まず一応答えられる分は答えてもらいますから。

4番 よろしく願います。答えられる範囲でいいので、願います。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 それでは、私のほうからただいまのご質問についてお答えをしていきたいと思えます。

かなり量がありまして、ちょっと整理しながら説明をさせていただきたいというふうに思います。まず、19ページでございます。町道舗装補修事業に関しましては、修繕料として700万円を計上しているということと、補修用資材として24万4,000円を補正させていただいております。この事業につきましては、春先に道路除雪等が終わり道路点検をした際に、町内のあらゆる舗装状況を確認した結果、穴もしくはひび割れ等があった場合に全体を通して今年度補修をしようとするものでございます。実際700万円では、なかなか全てはやり切れないというような状況ではございますが、予算の範囲内で優先順位を定めて順次改修をしていこうとするものでございます。

あとあわせて、カーブミラーの話もちょっと

出ましたけれども、カーブミラーに関しましては道路施設であるものであるとか、もしくは安全対策上で建設課以外でやっている場合もございますので、一概に何とも言えないのですけれども、それにつきましても併せて点検等もされていることですので、必要に応じて対応をさせていただきたいと思っております。ただ、道路補修事業ではなくて、やるとすれば道路安全対策整備事業ということになります。

道路安全施設整備事業についてもご質問が出ました。内容についてということでございましたので。先ほど冒頭で企画課長からも説明がありました。基本的には道路防護柵、一般的にはガードレールと呼ばれているもの、もしくは歩車道分離ブロックと言われているコンクリートのブロック製のもの、もしくは視線誘導標、これはデリネーターというものですけれども、車のライトで道路の側道が分かるようなもの、そういった安全対策用の施設整備についても破損の状況が見受けられましたので、これについても6月補正で対応させていただきながら、今後修繕をかけていくということでございます。

また、道路環境整備事業に関しましては、先ほど登山道に通じるルートのお話が出ました。この道路環境整備事業自体がまず登山道向けの道路の修繕の予算ということになります。補正ですので、足りない部分を補うような形になりますので。既に当初予算で発注部分としては発注はしてございますので、順次これから、基本的には舗装路ではございませんので、碎石などを敷きならしながら、もしくは土側溝と言われております水の通り道の埋まっている部分の除去を行いながら、毎年整備をしているという状況でございます。そういった部分につきましてご理解をいただければというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 私から2点質問いたします。

先ほども質問があったのですけれども、13ページの空き家等対策事業で、先ほど解体のほうの話があったのですけれども、説明の中で申込みが多くてというような話がありました。解体、あとは活用、両方あるのですけれども、どちらの申込みが多くてなのか、それとも両方とも増えたのか、この点についてが1つ。

あと、21ページで西和賀高校の学生寮の整備補助金が61万7,000円あります。一昨日も説明あったと思うのですけれども、西和賀高校では男子寮、女子寮ありますので、どちらのどのような改修なのかをお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

空き家の補助金につきましては、解体、それから活用とも件数ございますが、多いのは解体のほうでございます。

議長 学務課長。

学務課長 西和賀高校学生寮改修費補助金についてお答えいたします。

近年の猛暑対応として、女子学生寮の個室及び食堂兼談話室にエアコン設置の要望が施設管理者からあり、設置費用の2分の1を補助しようとするものであります。なお、男子学生寮につきましては、エアコンは設置済みとなっております。

今年度からスタートできている男子学生寮の整備から統一的に学生寮の整備、改修を行う場合においては、西和賀町学生寮整備費補助金交付要綱を令和4年10月に整備させていただいておりますので、今回のエアコン整備や今後の改修についてもこの要綱に基づいて対応したいと考えているところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 解体のほうが多いということだったので、すけれども、金額は活用のほうが多いのですけれども、これは補助率の関係なのかどうなのかという点が1点と、高校の学生寮補助について

は、今課長言われたように、たしか女子寮、当初開かれたときにはお風呂が使えない状態だったのですけれども、そこを運営する光寿会さんのほうでまず直して、あとは学生さんからの月々の費用でそれを賄っていくというような話になっていたのですけれども、その当時とは状況が変わって、これからは統一でやるということの、もう一度確認ですけれども、お願いします。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 すみません。先ほどちょっと答弁不足しておりまして、確かに今回補正をお願いしている金額は活用のほうが多いのですけれども、中身が、これは一般の住宅ではなくて、交流施設としての活用が1件ございまして、こちらが1件で100万円を見込んでいるものであります。

活用のほうの残りの120万円につきましては、一般の住宅2件分、不要物撤去まで含めて2件分を見込んでいるものでございます。

議長 学務課長。

学務課長 ご指摘のとおり、女子寮スタート時においては施設管理者からボイラー、浴室等の改修をしていただいたという経緯がございますけれども、今後はこの要綱に基づき、統一的な考えでの支援を考えておりますので、申し訳ありませんけれども、そのときに遡ってまでの対応は考えていないところでした。今後については、統一的な対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 1点です。22ページの感染症流行下における学校教育活動体制整備事業、こちらは各小学校にということだったのですが、各保育所、保育園に対しては同様の予算があるのか、ないのであればどのように対応しているのか教えてください。

議長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

感染症流行下における学校教育活動体制整備事業ですけれども、こちらのほう、国の補助金を受けて実施する事業ということになります。学校のほうで感染症発生時の場合の用品、あと換気対策などについて支援を行うということで、補助率は2分の1ということで、主な内容は手袋とかアルコール関係、ペーパータオルとか、そういった衛生用品の購入ということになります。

今回は、この補助事業を活用して各小学校に用品購入等を行いたいということですので、類似の事業で保育所のほうは今のところありませんので、そういった部分につきましては既存の予算でまず対応するというところになるかと思っております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

1番 私のほうから2点ほどちょっとお伺いします。

17ページの畜産業費ですけれども、堆肥センターの管理費ですが、毎年堆肥センターについてはいつも修繕費とか費用がかさんでおりますけれども、今回490万円余りの予算ですが、これは湯田の堆肥センターということをお伺いするのでございますけれども、これは雪害によるということのように、屋根の修繕ということですが、いろいろ修繕というか、破損の状況はあると思うのですけれども、老化によるものか、それとも雪害、例えば雪が落ちないで、重みで屋根がいったとか、そういう状況はどんなものかお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、堆肥センターの修繕の内容についてお知らせをしたいと思います。

まず、内訳なのですけれども、湯田地区の堆肥センターなのですけれども、壁と屋根の修繕、これは315万9,000円を見込んでいるということでございます。これは雪害によるものでござい

まして、雪の重みで壁が内側のほうに押された、あるいは屋根のほうが、継ぎ目部分なのですが、これも、ちょっと破損をしたといったことが主な内容になっています。

そして、攪拌機のタッチパネル修繕、こちら予算が121万円、併せてベルトコンベヤー修繕は55万円というふうになっていますけれども、これにつきましては経年劣化によるものの修繕ということの内容になっています。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

1番 いろいろ建物のみならず、今までも作業機の修繕とかかさんでおりますが、畜産農家に対しては堆肥センターは、処理場に対しては重要な設備ですので、これからも大変なのかなと思うのですが、よろしく願います。

それから、先ほどちょっと質問が出ていましたけれども、商工費のプレミアム商品券の発行事業の件なのですが、今まで何回か町ではこの事業をなされてきているのですけれども、この事業のあれは商工会のほうに委託しているわけですけれども、例えば町のほうでこの事業によって、いろいろコロナ感染によって町の景気がかなり下落した状態の中で、この事業によってどれほどの相乗効果というか経済効果が出たのかというか、そういう事業でもし検証されておられるのであれば、その辺をお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、今回のプレミアム商品券発行事業ですけれども、令和4年度も取り組んだというような経緯はございまして、その中でこの事業をきっかけとして、地域のそういう経済がどれほど、まず傾向が変わっていったかという部分についてはなかなか判断はできない部分ですが、ただしこの事業については実際に財源がどれほど使われたのかというところの状況把握は行っているところです。要するに換金率がどれほどあっ

たかということ、例えば昨年度であれば約99%の換金率というようなことから、まず財源を有効に活用して町内の事業者、工業であれ、商業であれ、サービス業であれ、そういう部分に広く行き渡ったというふうに捉えているところでございます。

そのようなことから、令和5年度につきましても今回のコロナの交付金を活用して、まずそういう事業者の支援、あと経済回復に努めたいというふうに考えるところでございます。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

1番 大体分かりましたけれども、例えば町の商工業者の、あるいは業者別の大体そうした効果というのをもし分析しているのであれば、ちょっとでもいいからお伺いしたいです。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

令和4年度の方で捉えますと、合計金額1億9,400万円ほどでありましたけれども、その中で業種によってどれくらいの割合があったかという部分で捉えております。例えば建設業であれば10%、最も多いのがガソリンスタンドで24%ほど、あと大きいのは自動車整備の分で14%ということで、金額は確かに自動車整備になれば大きいのですけれども、そういうような形で、いずれそういうふうな割合で押さえております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 2つお聞きしたいです。

川舟郵便局に端末を置くという話でしたけれども、それはATMの運用の時間に準じるのか、それとも窓口が開いているときに準じるのか、ちょっと気になっております。発行機が稼働していれば証明書が発行できるのであれば、できるだけ、便利がいいのは長い時間対応してもらえることかなと思っておりますので。

もう一つが木育イベントなのですが、

今回初めてやるイベントに関して言うのもあれかなと思うのですが、これだけ森のある西和賀なので、継続してやっていったほうが良いと思うのですが、そのときに役場が中心になってイベントを推進するよりも、やはり町内の事業者、今回のイベントに関しても出店とか町内の事業者を巻き込んでやられる予定だと思いますけれども、事業者に実権といいますか、実行の大きな部分を担ってってもらったほうが良いのかなと思っていますが、いかがでしょうかということです。

議長 町民課長。

町民課長 郵便局設置についてのお答えをしたいと思います。

A T Mは店外にありますし、今回置こうとする端末は店内に予定していますので、郵便局の営業時間、窓口が開いている時間ということに依存します。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、木育イベントの今後の運営ということについてお答えをしたいと思います。

ご指摘のとおりということでございますけれども、行政が中心となって運営するという、これは初めてですので、今回行政が中心となって運営するというでございましてけれども、やはり今後の運営ということに関しては、事業者の皆様が自主的に運営されるという形態が望ましいというふうに思います。そこに向けて、いきなり移行というのは難しいのですけれども、どのような形で移行できるかということも考えながら今後検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 まず、端末、店内に置かれるということは分かりました。郵便局の都合とかもあるのかなと思いますが、今後、もしほかにも置かれる場合に、できることならば24時間使えるような

場所とかもあればいいかなと思います。これは、具体的な答弁を求めるものではないです。

木育イベントに関しても、今回のイベントの成功と、あと総括がよい形でなされて、来年度以降につながればよいと思います。

以上です。

議長 高橋到君。

9番 23ページ、湯田中学校監視カメラ取付工事、このことですが、これは何台、どこに設置するのか。また、当然監視カメラということですので、使用目的は監視だと思うのですが、その辺のところをもうちょっと詳しくお願いします。

議長 学務課長。

学務課長 湯田中学校監視カメラ取付工事についてお答えさせていただきます。

学校施設環境改善交付金、国の事業を活用して湯田中学校の玄関に監視カメラ1台を設置するものということになります。湯田中学校ですが、2階に職員室があり、1階は特別教室等しかない部分ですので、生徒、あと先生の出入りは非常に少ない部分になります。湯田中学校、2階に職員室があるということで、来客、来校者の部分の確認がなかなか分かりづらいということから、職員室のほうで外部、外を見られる形での監視カメラを防犯上の観点から設置したいということの内容になります。

以上です。

議長 高橋到君。

9番 分かりました。来客用ということですね。それを今、もし来客用が目的であれば、これは当初予算で出せばよかったと思いますけれども、これ以上はあまりつきませんが、ということは、これはまず職員にも生徒にもちゃんと監視カメラつけますよということも徹底してやっているということですね。

議長 学務課長。

学務課長 設置につきましては、学校のほうにも説明をしておりますし、生徒さん方にも周知さ

れている形になっております。

来客の部分、やっぱり前から湯田中学校さんのほうでは2階に職員室があるということで課題を感じていたところですが、今回国の補助事業が今ありますので、その事業を活用して、補正ではありましたが、対応させていただきたいということの内容でした。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 令和5年度西和賀町一般会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

会議の途中ではありますが、午後1時まで昼食のため休憩いたします。

午前11時53分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第8、議案第6号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額

に歳入歳出それぞれ4,280万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,286万1,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり1事業を追加し、湯田公共下水道施設改修事業費に充てるため、借入限度額を2,540万円とするものです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。8ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費、12節委託料は、公共下水道ストックマネジメント計画策定について、社会資本整備総合交付金の交付決定内示が得られたことから、今年度から2か年で実施することとし、1,719万3,000円を増額するものです。

1款2項1目公共下水道施設管理費、14節工事請負費は、槻沢地区において公共ます1基を設置すること、また湯田浄化センター内の曝気攪拌装置及びマンホールポンプに不具合が生じていることから、これらを改修するため2,561万2,000円を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。7ページをお開きください。1款1項1目下水道事業分担金25万円は、公共ます設置に関わる受益者分担金です。

3款1項2目下水道事業費補助金1,634万円、7款1項1目繰越金81万5,000円は、歳出で説明したとおり社会資本整備総合交付金を活用するもので、不足分を繰越金にて補うものです。

また、9款1項1目下水道事業債2,540万円についても、歳出で説明した湯田公共下水道施設改修事業に充てるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私から1点だけ、歳出の公共下水道のストックマネジメントについて、この事業の詳細についてお伺いいたします。

議長 上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 それでは、私のほうからただいまの質問についてお答えをいたします。

まず、公共下水道ストックマネジメントと若干聞き慣れない言葉でございますので、ストックマネジメントについてのお話も加えてご説明をさせていただきたいと思っております。ストックマネジメントにつきましては、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位づけを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とするというふうに国のほうでは求められている状況でございます。

一方、西和賀町の下水道施設におきましては、現在20年が経過し、毎年のことになっておりますけれども、修繕費用が増大している状況となっております。

今回策定しようとしているストックマネジメント計画につきましては、平成28年に簡略版といいたしでしょうか、暫定版の計画をつくっておるところでございます。内容といたしましては、基本的な方針、施設の管理区分の設定であるとか、目標とする施設の耐用年数などを設定してございます。ただ、具体的な改修、改装の実施計画につきましては、当時設定してございません。

そういった意味から、今回公共下水道ストックマネジメント計画といたしまして、施設、マンホールポンプもしくは管路、全ての施設について調査を行い、一方、施設で言うところの長期保存計画的な考え方をうまいまして、今後それぞれの施設がどの程度で改修をしていくべきなのかという目標設定値を定めようとするもので

ございます。

今回6月補正において業務委託料を計上させていただいたものにつきましては、昨年度において国のほうに補助金の要望を出していただいて、今般内示が得られたことから6月補正で計上させていただいたという状況でございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 長期的視点でいろいろな修繕計画を立てるために必要なことということなのですが、ではこれは今回下水道のことでですけども、上水道についても同じような計画がもう既に行われているのか、それともこれからこういうことが必要となってくるのかということについて。

議長 上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 水道事業におきましては、現在ある計画はアセットマネジメントという計画でございます。これは経営改善計画といいたしでしょうか、既に企業会計になっておりますので、その中で必要とされるものを順次行っていこうとするものでございますが、標準型という、3Cという経営改善になっておりますので、今後具体的には4Dというさらに上位計画の中で進めていこうというふうに考えております。

現在湯田に関しましては、既に統合簡水の中で整備が行われておりまして、課題となっておりますのは今後沢内地区の水道施設というふうに考えておるところでございます。来年度以降4Dの計画の中でそれを明らかにして、その中で対応していきたいというふうに考えているところでございます。それがないと、さらに具体的な計画ができないということになりますので、水道はこれからということになります。

議長 刈田敏君。

11番 槻沢のマンホールについての内容の詳細、ちょっとお聞きしておきます。

議長 上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 槻沢に関してはマンホールではなくて……ちょっと説明させていただきます。

新築の住宅がございまして、そういった中で公共ますを設置するというものでございます。マンホールに関しましては、湯田浄化センターの湯之沢地区になりますけれども、マンホールポンプ3台のうち1台が壊れておりまして、これにつきましては冬の間に委託業者のほうからポンプの絶縁抵抗が低下したというようなお話を聞いておりまして、現在3台のうち1台がストップしている状況でございます。そういったことから、オーバーホールを図るために解消しようとするものでございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第9、議案第7号 令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げ

げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ328万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,893万2,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、12節委託料、農業集落排水施設機能診断調査業務委託料については、現在の設計単価に合わせ24万3,000円を増額するものです。

1款2項1目施設管理費、10節需用費、修繕料については、北川舟浄化センター内の水中攪拌機に不具合が生じており、分解整備を実施するため303万9,000円を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項1目農業集落排水事業補助金7,000円、4款1項1目一般会計繰入金194万6,000円及び5款1項1目繰越金132万9,000円をそれぞれ増額し、今回の補正事業の財源に充たしようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。議案第7号 令和5年度西和賀町農業集落排

水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第10、議案第8号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的収支予算の支出において、医師の退職及び看護師の特別休暇等取得による給与費の減額と新型コロナウイルスワクチン集団接種に関わる手当等の増額、経費のうち修繕費及び諸経費では新たに岩手県から派遣いただいた医師に係る給与等負担金の増額等により病院事業費用を61万8,000円減額し、病院事業費用の合計を10億3,573万6,000円とするものです。

収入については、新型コロナウイルスワクチン接種業務受託により、医業収入84万5,000円の増額と一般会計からの補助金146万3,000円を減額し、支出と同額の61万8,000円を減額し、病院事業収益の合計を9億6,285万6,000円とするものです。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の詳細につきまして、引き続き私から説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開きください。第1条では、令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらし、第2条では収益的収支予算の予定額の補正を行うものです。

第3条は、給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改正を行うものです。

第4条は、収益的収支予算に係る一般会計からの補助金の減額に伴い、額の改正を行うものです。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。6ページをお開きください。収益的支出について説明いたします。1款1項1目給与費の補正についてですが、当初予算編成時に見込んでおりました人員体制と実際に4月からスタートしている人員体制に差異が生じていることから、給料や諸手当の過不足を調整するものです。まず、医師についてですが、令和5年3月末で退職した医科医師1名の給料及び手当の減額を、看護師については特別休暇及び休職中の職員2名の給料及び手当の調整をするものです。そのほか新型コロナウイルスワクチン接種業務対応に伴い発生する各職種の時間外勤務手当等の増額を行うものです。

7ページを御覧いただきたいと思います。3目経費の10節修繕費388万1,000円の増額は、病院施設修繕費として冬期間使用の際に不具合が生じた空調設備機器の部品交換と換気扇の吸い込み口となるベントキャップ部分の清掃、修繕で合わせまして80万1,000円を、チップボイラー設備関係で耐火材及び炉内プッシャー修繕とチップサイロ油圧シリンダーの交換で合わせて179万3,000円を、病院駐車場区画線塗り替え修繕として128万7,000円を増額するものです。

19節諸負担金1,434万9,000円の増額は、今年度岩手県より派遣いただいております医師に係る給与費等負担金を計上するものです。

5ページをお開きください。収益的収入につ

いては、1款1項3目2節の公衆衛生活動収益として新型コロナウイルスワクチン接種委託料84万5,000円の増額と2項2目1節の一般会計からの補助金146万3,000円を減額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第11、議案第9号 令和5年度西和賀町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 令和5年度西和賀町水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条では、令和5年度西和賀町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによらし、第2条では収益的支出の予定額の補正を定めており、水道事業費用について既決予定額3億9,260万

2,000円に146万1,000円を増額し、水道事業費用総額を3億9,406万3,000円にしようとするものです。

第3条では、職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を定めるもので、既決予定額3,595万7,000円に1万7,000円を増額し、職員給与費の総額を3,597万4,000円にしようとするものです。

それでは、収益的支出の補正予定額の内容について説明いたします。6ページを御覧ください。1款1項1目原水及び浄水費、法定福利費は、雇用保険料率の改定により会計年度任用職員の雇用保険料1万2,000円を増額するものです。賃借料は、柳沢浄水場及び長峰浄水場の各取水水源に堆積した土砂を撤去するため、重機を借り上げようとするものです。

3目総係費、法定福利費の雇用保険料については、1目原水及び浄水費と同様の理由で会計年度任用職員の雇用保険料5,000円を増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 令和5年度西和賀町水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第12、議案第10号 西和賀町文化創造館舞台照明設備改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 西和賀町文化創造館舞台照明設備改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この請負契約につきましては、予定価格5,000万円以上の工事請負契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。1、工事名、西和賀町文化創造館舞台照明設備改修工事。

2、工事場所、西和賀町上野々地内。

3、契約金額、8,646万円。

4、請負者、岩手県盛岡市本町通3丁目20番地6号、北日本通信株式会社、代表取締役、瀬川純。

参考までに、工期は令和6年1月26日、指名業者は町外3者、入札は5月25日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容についての説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 西和賀町文化創造館舞台照明設備改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第13、議案第11号 訴えの提起に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号 訴えの提起に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町空き家活用促進事業補助金交付決定の取消しに伴う補助金返還の請求に係る訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

訴えの内容につきましては、1、相手方は補助金返還請求に応じない個人1名となります。

2、事件の内容は、相手方が西和賀町空き家活用促進事業補助金交付決定の取消しに伴い返還すべき補助金56万円について、再三にわたる催告にもかかわらずこれを支払わなかったため、請求を求めるものです。

3、請求の趣旨は、相手方に対し、返還すべき補助金の支払いを求めるものです。

4、訴訟遂行の方針は、(1)、相手方から返還すべき補助金を完納する申入れがあり、かつその履行が見込まれる場合は和解するものとする。(2)、判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 訴えの提起に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第14、請願・陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書を議題とします。

総務教民常任委員会委員長、柳沢安雄君より審査終了の旨の報告があります。柳沢安雄委員長より審査結果についての報告を求めます。

総務教民常任委員会委員長、柳沢安雄君。

10番 それでは、総務教民常任委員会の審査結果について報告いたします。

今議会において本委員会に付託されました案件は、請願・陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情の1件であります。

提出者は、インボイス制度を考えるフリーランスの会代表、阿部伸氏であります。

この陳情について、6月14日の本会議終了後に審査を行いました。請願・陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)

の延期・見直しを求める陳情の趣旨は、多くの事業者が新型コロナ危機の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかけられる状況にないため、制度の延期、見直しについて関係機関に意見書を提出することを求めるものであります。

審査では、多くの事業者は新型コロナ禍の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への対応が困難な状況にある。本町においても中小零細事業者、個人事業主事業者が多くを占め、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などで事業の存続と再生が難しく、地域の存続にも直結する問題であるとの意見から、委員会としての結論はこの陳情の趣旨に賛同し、全員賛成で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第1号について、総務教民常任委員会の委員長報告を終わります。

以上でございます。

議長 委員長は委員長席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。柳沢委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書を採決します。本件に対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本件は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時34分 休 憩

午後 1時35分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第15、発議第1号 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を議題とします。

意見書提案者として、高橋到君、柳沢安雄君から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋到君。

9番 発議第1号、令和5年6月16日提出、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提出者、西和賀町議会議員、高橋到、賛成者、西和賀町議会議員、柳沢安雄であります。

森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西和賀町議会会議規則第17条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨は、森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を地方自治法第99条の規定により、関係省庁に提出しようというものであります。

意見書を読み上げ、提案とさせていただきます。

森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。

森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガスの排出を削減するとともに、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。国から配分される市町村への譲与税の用途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。

令和元年度からは、森林経営管理制度の開始とともに森林環境譲与税も配分され、手入れ不足の私有林、人工林等に対し、市町村などが主体となり、意向調査や森林整備等が順次着手さ

れる等、着実に活用実績は増加しており、この結果を踏まえて造林、間伐等の森林整備を今後さらに本格的に進めていくことが必要となります。また、森林環境譲与税により森林整備を進めることは、山の木材供給力を高め、その結果として木材利用を推進することとなり、地域産業の発展に大きく寄与することも期待されます。

しかし、森林環境譲与税は、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業従事者数、10分の3を人口に応じて配分され譲与されることから、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が突出して多い大都市に対する配分額が多くなっているとの指摘があるほか、森林整備に使われずに基金に積み立てられているなどの問題も指摘されており、早急な整備を必要とする地方公共団体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念されています。

よって、国におかれては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林整備をより効果的に推進するため、広い森林を抱える地方公共団体への配分に重点化する方向性で、譲与基準の見直しを速やかに実施することを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月16日、岩手県西和賀町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣であります。

以上のとおり提案しますので、ご審議の上、議員各位のご賛同によりご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第1号 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先につきましては提案者の提案どおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後 1時43分 休 憩

午後 1時44分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

ここでお諮りいたします。高橋敏樹君から発議第2号が提出されましたので、お手元に配付しております。これを直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、この発議1件を日程に追加し、追加日程第1、発議第2号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める意見書を議題とします。

意見書提案者として高橋敏樹君、柳沢安雄君の両君から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋敏樹君。

5番 発議第2号、令和5年6月16日提出、西和賀町議会議員、高橋雅一殿。提出者、西和賀町議会議員、高橋敏樹、賛成者、西和賀町議会議員、柳沢安雄であります。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨は、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める意見書を地方自治法第99条の規定により、関係省庁に提出しようとするものであります。

意見書を読み上げ、提案とさせていただきます。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める意見書。

新型コロナウイルス感染症は地域経済に大きな打撃を与え、その収束の見通しが立たない中、コストプッシュによる日常生活必需品等の物価上昇も加わり、地域経済は一層疲弊しています。こうした状況下で本年10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まろうとしています。

適格請求書(インボイス)を発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者登録する必要があります。課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、年間売上げ1,000万円以下の消費税免税事業者は取引から除外される可能性があります。

このため、個人事業主、一人親方、小規模農家など広範囲の事業者の負担が増すとともに、事業者間の取引慣行を壊し、免税事業者制度を実質的に廃止するものです。このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会などの中小企業支援団体も「凍結」「延期」「見直し」の表明や、現状のままでの実施に懸念の声をあげています。

インボイス制度の導入は、廃業の増加や成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退を加速化させるおそれがあります。加えて制度の周知が不十分で、このまま実施されれば、多くの混乱を招くことは容易に想像できます。

多くの事業者は新型コロナ禍の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度に対応できる状況にはありません。

本町においても中小零細事業者、個人事業主事業者が多くを占め、事業の存続と再生、ひいては地域の存続にも直結する問題であり、地域経済の活性化のためにインボイス制度の導入の延期・見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月16、日岩手県西和賀町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、以上であります。

以上のとおり提案しますので、ご審議の上、議員各位のご賛同によりご決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第2号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先につきましては提案者の提案どおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第2回西和賀町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後 1時51分 閉 会